

Client Alert

18 July 2023

本アラートに関する
お問い合わせ先



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.ae@bakermckenzie.com



鈴木 道夫
パートナー
03 6271 9699
michio.suzuki@bakermckenzie.com



山口 涼
シニア・アソシエイト
03 6271 9499
ryo.yamaguchi@bakermckenzie.com



大倉 準哉
アソシエイト
03 6271 9731
junya.okura@bakermckenzie.com

米国一独禁法当局が企業結合事前届出手続の改正案を公表

はじめに

米国にはハート・スコット・ロディノ法（以下「HSR 法」）と呼ばれる企業結合規制が存在しており、米国外の企業による株式取得、合併等の企業結合であっても、一定の要件を満たす場合には、米国連邦取引委員会（以下「FTC」）及び米国司法省（以下「DOJ」）への事前届出を要する。

2023 年 6 月 27 日、FTC は、DOJ 反トラスト局の司法次官補と共同して、HSR 法を実施するための企業結合事前届出様式並びにこれに付随する指針及び規則の改正案を発表した¹。HSR 届出様式において求められる情報の拡大と再整理を意図したこの改正案は「HSR 届出様式に記載する情報を全面的に見直す」ものであり、1978 年に規則が採択されて以来初めての見直しである²。

当事者が HSR 届出を行うに際し、FTC 及び DOJ に提出しなければならない書類や情報の幅を広げることを目的とした今回の改正案は、詳細な案件説明の提出が求められる欧州委員会等の他法域の競争法上の届出手続と、米国の企業結合審査手続をより緊密に整合させるものになるといえる。

改正案の概要

FTC 及び DOJ は、取引件数の増加を今回の見直しの要因として挙げた上で、最初の待機期間において、より「効果的かつ効率的に」企業結合申請を審査するための変更であることを指摘した。また、FTC のリナ・カーン委員長、スローター委員及びベドヤ委員は共同声明において、現行の様式のままでは、30 日間という限られた待機期間の中で、近年ますます複雑化する取引の競争上の影響を当局において評価するための十分な情報を得ることができない旨指摘している³。

改正案には、待機期間中における任意的情報請求（Voluntary Access Letter）や、当局からのセカンド・リクエストの一部として通常要求される情報の開示等が含まれるが、追加される特に注目すべき要求事項は以下のとおりである。

- 取引の背景、投資ビークル、企業間の関係及びストラクチャーの詳細説明
- 特定の顧客情報の開示を含む、取引当事者間の競争上の水平的な競合関係及び垂直的関係（サプライヤー関係等）の説明

¹ FTC 2023 年 6 月 27 日付プレスリリース「FTC 及び DOJ がより効果的かつ効率的な企業結合審査のための HSR 届出様式の改正案を提示」(https://www.ftc.gov/news-events/news/press-releases/2023/06/ftc-doj-propose-changes-hsr-form-more-effective-efficient-merger-review?utm_source=govdelivery)

² FTC 2023 年 6 月 27 日付 HSR 届出手続に関する改正案発表に伴う Q&A (<https://www.ftc.gov/legal-library/browse/federal-register-notices/16-cfr-parts-801-803-premerger-notification-reporting-waiting-period-requirements>)

³ 企業結合事前届出様式及び HSR 法の改正案に関するリナ・カーン委員長、スローター委員及びベドヤ委員の 2023 年 6 月 27 日付共同声明 (<https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/public-statements/statement-chair-lina-m-khan-joined-commissioners-slaughter-bedoya-regarding-proposed-amendments>)



- 取引特有の書類や日常の取引に関する書類等、届出書に添付しなければならない書類の追加
- 過去の買収に関する開示の拡大（対象期間を5年から10年に延長、届出当事者による買収の開示、年間売上高又は資産が1,000万米ドルを超える企業の買収に関する報告の閾値の撤廃、全事業資産の取得と議決権付証券又は非法人持分の取得の区別の撤廃等）
- 取引が労働市場にもたらす潜在的影響に関する新たな情報開示（労働者の分類、重複する従業員分類に関する地理的市場情報並びに労働者及び職場の安全性に関する情報の開示等）
- （2022年企業結合届出費用近代化法（Merger Filing Fee Modernization Act）の要求事項を実現するための）外国政府又は外国団体から当事者に提供される補助金に関する新たな情報開示

改正案では、バイデン政権が労働市場への競争上の影響を評価することに引き続き重点を置いていることを強調する等、その多くは、既存の競争法を執行する上での優先事項や特定の業種に対する審査に対処する内容となっている。また、会社の組織構造や関係性に関する情報が新たに要求されることは、プライベート・エクイティ・ファームやその他の金融系の買収者が関与する企業結合に対して、当局がより厳格な審査を行うことを示唆している⁴。同様に、過去に行われた買収に関する新たな要件は、新興の競争相手になると思われる企業を買収することによる競争上の影響を精査することを目的としていると思われる⁵。

当局は、取引の複雑さ次第では、提出書類の準備に必要な時間が12時間から222時間程度増加し、平均して3倍近く増加する可能性がある等、本改正案が多くの届出当事者の負担を大幅に増加させることを認識している⁶。

当局は、意見公募手続期間中、特に以下の点について、意見を求めた。

1. 情報収集が、当局が適切に機能するために必要かどうか（情報が実務上有用かどうかを含む）
2. 情報収集の負担に関する当局の見立ての正確性（使用された方法論や前提の妥当性を含む）
3. 収集される情報の質、有用性、明確性を高める方法

⁴ 企業結合事前届出様式及びHSR法の改正案に関するリナ・カーン委員長、スローター委員及びベドヤ委員の2023年6月27日付共同声明 (<https://www.ftc.gov/legal-library/browse/cases-proceedings/public-statements/statement-chair-lina-m-khan-joined-commissioners-slaughter-bedoya-regarding-proposed-amendments>)（「FTCは、2010年から2019年にかけてApple、Amazon、Facebook（現Meta）、Google及びMicrosoftにより行われた未報告の買収に関する最近の6(b)調査において、非水平的買収や小規模な先行買収を含む、企業の買収履歴に関するより多くの情報を収集することの重要性も強調した。この調査では、これらの企業がどのように買収を行ったか、買収が戦略的に重要であると考えられる要素は何だったか、また、これらの買収が企業の全体的な事業戦略の中でどのように位置づけられていたかを分析した。」）

⁵ 例えば、FTCの2023年6月27日付連邦官報のHSR規則様式指針の改正案 (https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/p239300_proposed_amendments_to_hsr_rules_form_instructions_2023.pdf) 84頁を参照。（「投資家は、少数持分を保有する企業に関し、より限られた情報しか有していないことをFTCは認識しているが、指針案は、届出者が自らの知見や認識に依拠することを引き続き容認している。FTCは、届出者がこれらの企業に投資する前に、ビジネスラインを決定するための一定の精査を行っており、競合関係を特定するための何らかの根拠を有しているはずであると考えている。」）

⁶ FTCの2023年6月27日付連邦官報のHSR規則様式指針の改正案は、届出準備に要する平均時間が37時間から144時間に増加すると指摘している。
(https://www.ftc.gov/system/files/ftc_gov/pdf/p239300_proposed_amendments_to_hsr_rules_form_instructions_2023.pdf)



4. 情報収集による回答者の負担を最小限に抑える方法

希望者は、規則案が連邦官報に掲載されてから 60 日以内に、オンライン又は郵便でコメントを提出することができる。